

令和 2 年 第 1 1 回

富 山 県 教 育 委 員 会 会 議 録

I 開会及び閉会の日時

令和2年10月15日(木)

開会午後1時30分、閉会午後2時15分

II 場所

県民会館611号室

III 出席委員

1番 鳥海 清司

2番 村上 美也子

3番 山崎 弘一

4番 大西 ゆかり

5番 町野 利道

教育長 伍嶋 二美男

IV 説明出席者

教育次長 坪池 宏

教育次長 清原 明宏

教育企画課長 松井 邦弘

生涯学習・文化財室長 吉田 学

教職員課長 福島 潔

県立学校課長 佐野 友昭

小中学校課長 近藤 智久

保健体育課長 橋本 隆

V 傍聴人数 1人

VI 会議の要旨

午後1時30分、伍嶋教育長が開会を宣する。議事に先立ち、大西委員が新任の挨拶、村上委員が再任の挨拶をした。

1 委員の席次の決定について

くじにより委員の席次を決定した。

1番 山崎 弘一

2番 鳥海 清司

3番 町野 利道

4番 村上 美也子

5番 大西 ゆかり

教育長 伍嶋 二美男

2 議決事項

議案第35号 博物館の変更登録に関する告示の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第36号 令和3年度富山県立高等学校入学者募集要項制定の件

議案第37号 令和3年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者募集要項制定の件

県立学校課長から説明し、原案のとおり可決した。

3 報告事項

(1) 令和2年度「ふるさとの優れた先人に学ぶ」作文コンクールの結果について

教育企画課長から説明した。

(2) 令和2年度「高志の国文学」情景作品コンクールの結果について

生涯学習・文化財室長から説明した。

(3) 立山町立小学校の廃止について

小中学校課長から説明した。

4 その他

今後の教育委員会等の日程について

教育企画課主幹から説明した。

5 議決事項

午後2時10分、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、議案第38号については、委員全員の同意により会議を非公開とすることを可決し、議事の審議に入った。
議案第38号 富山県民生涯学習カレッジ運営会議委員及び同富山・高岡地区センター運営会議委員任命の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

なお、非公開で審議した議案第38号については、適切な時期に公表することを決定した。

6 議事

○議決事項について

議案第35号関係

〔山崎委員〕

- ・佐藤記念美術館というのは今まであったのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・はい。

〔山崎委員〕

- ・それはどういう形で登録されていたのか。

〔生涯学習・文化財室長〕

- ・登録博物館というのは博物館法上の博物館であり、例えば学芸員や館長をしっかりと置いているとか年間150日以上開館しているという要件を備えていると認められた場合は、登録博物館として原本の方に載せることになるのだが、今まではこれに載っていなかったということである。

議案第36号関係

〔烏海委員〕

- ・質問が2つある。もう既に決定済みのものもあるが、少し教えていただきたい。1つは、様々な項目の志願資格の一番最初に、いわゆる高等学校に該当する学校に現在、在籍している者に関しては志願資格がないとなっている。これは、在籍しながらは認められないというやり方だと思うが、どうか。もう1つは、代表的なものに7ページの8番に追検査があって、先ほどスポーツのところに関しては新型コロナウイルス関連の話が出たが、追検査のところのアとかイを見ると「インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者」で追検査はあるが、ここに新型コロナウイルスに対する対応は入れなくてよかったのか。

〔県立学校課長〕

- ・まず志願資格のところだが、すでに在籍している者は除く。いわゆる高校に在籍したまま、別の年の高校入学選抜は志願できないことになっている。それから2点目の追検査だが、いま新型コロナウイルス感染症にかかる欠席者の対応については、現在も検討中である。今後の新型コロナウイルス感染の推移、それから、今後得られる感染症に関する知見、また国等の方針も踏まえて検討しているところである。

〔烏海委員〕

- ・まず追検査の方だが、これから変わる可能性があるということか。それとも「インフルエンザ罹患等」とあるが、この「等」に含まれるのか。「やむを得ない理由がある者」に含め、今のところ置いておき、この後別様でコロナ対策が出てくるということか。

〔県立学校課長〕

- ・その点も含め、今後何らかの形でまたお示しをして、中学生・保護者等にも通知をしたいと思っている。

〔烏海委員〕

- ・それと最初の志願資格の方だが、これについて、わからなくもないが、たとえば通信制とか定時制の高校に通っていて、やはり全日制の高校に入りたいという学生がもしいた場合、一旦退学してからでないと、受検資格がないことになってしまう気がするが、その辺はどうなのか。

〔県立学校課長〕

- ・一家転住など特別な事情がある場合には転編入学という制度がある。前籍校で修得した単位を生かす形になる。退学して新入学を受ける場合は、前籍校の単位を行使できなくなる。

〔村上委員〕

- ・新型コロナのことで追加だが、これは富山県の県立の試験だけではなく、全国的な大きな問題になると思う。本人が罹患しているだけではなく、濃厚接触者という問題もあり、今から色々決まるのだと思うが、どうであるか。

〔県立学校課長〕

- ・今日の新聞で、大学入試では濃厚接触者で陰性で症状がない者は、別室での受検を認めるという報道もあったため、この点も含め検討していきたいと思う。

〔山崎委員〕

- ・コロナに関しては、まだ初めての経験でもあり、どう対応するか考えないといけないのかもしれないが、その都度、情報を精査してもらえばいいと思う。先ほど説明があった、今回変更があったところで、推薦の資格要綱について、芸術、文化、体育のいずれかの分野において「顕著な」というのを「優れた」に変えたということだが、その趣旨はしっかりと伝えたのか。

〔県立学校課長〕

- ・前は「顕著な実績」だけであったので、実績がないと志願できないというような中学生がいると。その点に配慮して「優れた能力」を加えたということになる。

〔山崎委員〕

- ・いずれにしても2つ目が変わった点が、どういう意味で変わったのかについて話はしていかなければいけない。

〔県立学校課長〕

- ・中学校説明会等でしっかりと、この趣旨は説明していくつもりである。

〔町野委員〕

- ・今の追試験の話を知っていると、ここにある書類にしっかりと明記しないと、追試しないということなのか。話が先送りになっているので、募集要項にそういう事が明記されていないと、追試をやってはいけないということなのか。例えば今年度の3月の試験に限っては、教育長がこの場で決めて議論でやっていくと。今の話を知っていると、ギリギリになってやるのかどうかかわからないが、何か変な感じがするが、どうか。

〔教育長〕

- ・今の町野委員のご指摘はごもっともである。今の8ページの10 その他の(3)があるが、ここでは「ここに定めるもののほか、特別の事態が生じた場合の措置は教育長がこれを定める」ということになっており、同条項を適用し、これまでの従前のインフルエンザであれば、これまでと同様に追検査、受検者の確保をする。また新型コロナ対策であるが、先ほど村上委員からもあった、濃厚接触者の取扱いや、今後第三波というのか第二波といえいいのか、わからないが、今後冬季にかけて、コロナの感染者が増えた場合には、それに応じた形での追検査を準備しなくてはいけないと思っている。1つは、町野委員からもあったが、受験生が不安にならないように、できるだけ早めにどういう追検査の機会を設けるのか。それを早く明示したいと思っている。もう1つは、周知の機会を事前にするのと同時に、実際の追検査の時期をどのタイミングで設けるか。これは本来の試験期間、それとどの程度の期間を経て、あるいは感染者の状況によっては、本当に追検査の対象が増えるという場合もあるので、そうした状況を鑑みて、たとえばどの時期に追検査を設けるか。また、追検査の判定にあたっては、どのような判定の仕方をするのか。たとえば、先ほど濃厚接触者の場合には、別室を用意するという話もあったが、あえて別室を設けることなく、たとえば内申書だとか、そういうものを重視しながら選考するとか、そういう選考のやり方もあると思う。そうしたことを、やはり公平性を第一としながら、なるべく早い時期に明示をしたいと思っている。これは、全国的にも同様の形でされると思うが、そうした状況も見ながら公平性、受験機会の確保、この辺をしっかりと配慮しながら、適切な時期になるべく早めに明示をし

たいと思っている。

[町野委員]

- ・私が言っているのは中身の話ではなく、ここに書いてある通りにやらないといけないという話になると、書いてないことが起きた際、逃げ道として教育長判断による、どういう判断によるのかあるのかどうか。今の話では、あるということなのか。

[鳥海委員]

- ・今の説明と町野委員のお話は、最後のところの文言を使って、暗黙の了解みたいな感じになると。募集要項なので、おそらく受検者はこれを見て応募してくる。これを見ると新型コロナのことが一切触れられていないので、それはどうなのかという疑問が沸くのではないかと思う。よって、新型コロナに関する対策に関しては、別途要綱をその都度状況に応じて公表するとか、そういうことが一文加わっていると、受検者がわかるのではないかと思った。そういうことが、もしできればということであったが、別様に後で出すという話があったので、一言そういうことに触れておけば、受験生には親切だと思った。

[県立学校課長]

- ・本日の募集要項を受け、この後、中学校説明会用の実施要領をまた別途作成するので、今ご指摘の点、実施要領でまた反映させたいと考えている。

[教育長]

- ・では県立学校課の方で、今ほどの意見を踏まえ、受検者の新型コロナによる追検査については、別途検討するというをしかりと明記して、受検生に周知できるように、そのように取り扱うようにしていただきたいと思う。

議案第 37 号関係

[山崎委員]

- ・趣旨、時間短縮については、よくわかる。作業能力検査について、極端に時間が減っている。これまで能力検査でやっていたことが全部できなくなることなのか。

[県立学校課長]

- ・実施内容については、今までどおり、実施方法の工夫、今までローテーションしていたものを一斉に行うなど、そういう工夫によって時間短縮を図りたいということである。

[山崎委員]

- ・同じ検査を行うのか。

[県立学校課長]

- ・はい。

○報告事項について

報告事項（3）関係

[鳥海委員]

- ・一番最後の立山町立小学校の廃止だが、30年に廃止なのか。

[小中学校課長]

- ・30年度末である。

[鳥海委員]

- ・31年3月31日であるか。

[小中学校課長]

- ・はい。これは平成31年の3月議会で、立山町議会議会の方では、改正条例が可決されていたが、事務の確認等々行き違いがあり、今回、正式に届け出をいただいたということである。手続き上の瑕疵はないものと判断している。

午後1時50分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。